

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道積丹町

第5次積丹町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 積丹町農林水産課
所在地 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
電話番号 0135-44-3382
FAX番号 0135-44-2125
メールアドレス nourin@town.shakotan.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、キツネ、アライグマ、タヌキ、カラス類（ハシブト・ハシボソ）、エゾシカ、トド、ゴマフアザラシ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	積丹町（全域）

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

ア 農業関係（令和2年度）

（面積：ha 金額：千円）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害金額
ヒグマ	スイートコーン	不明	不明
	馬鈴薯		50
	ポップコーン		150
	計		200
アライグマ・キツネ・タヌキ	スイートコーン	0.32	80
カラス類	ミニトマト	不明	不明
エゾシカ	カボチャ	3.53	450
	ミニトマト	0.3	1,500
	ソバ	不明	不明
	計	3.83	1,950
合計		4.15	2,230

イ 漁業関係（令和元年度）

（金額：千円）

鳥獣の種類		被害の現状	
トド	漁具	直接被害金額	4,909
	魚類	間接被害金額	7,928
		被害額合計	12,837
ゴマフアザラシ	漁具	直接被害金額	400
	魚類	間接被害金額	3,184
		被害額合計	3,584
合計		直接被害金額	5,309
		間接被害金額	11,112
		被害額合計	16,421

(2) 被害の傾向

ア 生息状況

(ア) ヒグマ

町内の広範囲にわたって出没しており、足跡の大きさから、複数の個体が生息しており、その数は増加しているものと推測される。令和2年度は有害捕獲により4頭捕獲したが、依然出没情報は多数寄せられている。

(イ) キツネ

日中から市街地に現れるなど、生息区域が拡大し、生息数も増加しているものと推測される。

(ウ) アライグマ

近年、農作物被害が相次ぎ、平成19年8月に町内（野塚地区）において、初めて箱ワナにより捕獲されたが、その以前から生息数は畑作地帯を中心に増加していたものと推測される。令和2年度は81頭（R3.1.1現在）が捕獲されたが、依然として市街地における捕獲や目撃情報があることから、生息域を拡大していると推測される。

(エ) タヌキ

日中から市街地に現れるなど、生息区域が拡大し、生息数も増加しているものと推測される。

(オ) カラス類

町内の至る所に出没し、多種多様な被害が発生しているが、生息数の実態については大きな変化はなく推移していると思われる。

(カ) エゾシカ

通年にわたり町内の広範囲で確認されており、春から秋は畑作・森林地帯を中心に広く分布し、冬は常緑針葉樹帯を中心に分布している。

また、国道等でも目撃されており、車両事故を誘発している。

(キ) トド

トドは初冬に来遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らすほか刺網にも最低1m四方の穴を開け、その網を使用不能とさせる。来遊数は数百頭程度と確認されているが、実態は更に多いと推測される。

(ク) ゴマフアザラシ

ゴマフアザラシは冬期の流氷とともに回遊し、トドとは異なり、漁具等の損傷（直接被害）がわずかなのに対して、漁獲物に対する食害（間接被害）が多額となっている。

イ 発生時期

(ア) ヒグマ	4月から12月まで
(イ) キツネ	通年
(ウ) アライグマ	通年
(エ) タヌキ	通年
(オ) カラス類	通年
(カ) エゾシカ	通年

(キ) トド 10月から6月まで

(ク) ゴマフアザラシ 10月から6月まで

ウ 発生場所

(ア) ヒグマ 主に山間部（市街地においても出没）

(イ) キツネ 町内全域

(ウ) アライグマ 町内全域

(エ) タヌキ 町内全域

(オ) カラス類 町内全域

(カ) エゾシカ 町内全域

(キ) トド 町内沿岸

(ク) ゴマフアザラシ 町内沿岸

エ 増減傾向

(ア) ヒグマ

畑作地域での農作物被害は増加傾向にある。

また、市街地での目撃が増加傾向にあり、人的被害の発生が懸念される。

(イ) キツネ

畑作地域や山間部だけでなく市街地での目撃が増加傾向となっており、生息域及び被害地域が拡大している。

(ウ) アライグマ

畑作地域や山間部だけでなく市街地での目撃が増加傾向となっており、生息域及び被害地域が拡大している。

(エ) タヌキ

畑作地域や山間部だけでなく市街地での目撃が増加傾向となっており、生息域及び被害地域が拡大している。

(オ) カラス類

農作物被害や生活環境被害が町内全域で1年を通じて発生している。

(カ) エゾシカ

農業被害は年々増加傾向にあり、近年は市街地での目撃も増加している。今後個体数の増加に伴う被害拡大が懸念される。

(キ) トド

年々、来遊数は増加傾向にあり、今後は更なる被害拡大が懸念される。

(ク) ゴマフアザラシ

年々、来遊数は増加傾向にあり、今後は更なる被害拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

ア 農業関係

(面積：ha 金額：千円)

対象鳥獣	現状値（令和2年度）		目標値（令和5年度）		
	面積	金額	面積	金額	備考
ヒグマ	—	200	—	180	現状値の約10%削減を目標とする。
キツネ アライグマ タヌキ	0.32	80	0.29	72	
カラス類	0	0	—	—	
エゾシカ	3.83	1,950	3.45	1,755	
合計値	4.15	2,230	3.74	2,007	

イ 漁業関係

(金額：千円)

対象鳥獣	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）		
	直接被害額	間接被害額	直接被害額	間接被害額	備考
トド	4,909	7,928	4,418	7,135	現状値の約10%削減を目標とする。
ゴマフアザラシ	400	3,184	360	2,866	
合計値	5,309	11,112	4,778	10,001	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	内 容	課 題
捕獲に関する取組	ア ヒグマ （社）北海道猟友会余市支部古平分区の所属ハンターで鳥獣被害対策実施隊を編成しパトロールを実施している。 4月から11月までの銃器による防除のほか、箱ワナによる防除も行っている。	銃器による捕獲の許可を年度早々に受けても、植物の植生が活発な時期と重なり見通し距離が確保できず、効果的な捕獲及び追跡調査が困難となってしまう。 また、箱ワナによる捕獲はヒグマの学習能力が高く難しい。
	イ キツネ 鳥獣被害対策実施隊員により銃器及びワナによる捕獲を行っている。	市街地に出没する個体の増加に伴い、銃器による防除が困難となっている。

	ウ アライグマ 箱ワナを使用した捕獲を行っている。	生息域が広域であり、また、個体数の増加が見込まれることから、近隣町村一体となった防除が必要である。
	エ タヌキ 鳥獣被害対策実施隊員により銃器及びワナによる捕獲を行っている。	市街地に出没する個体の増加に伴い、銃器による防除が困難となっている。
	オ カラス類 鳥獣被害対策実施隊員により銃器及びワナによる捕獲を行っている。	誘引の原因が観光・生活ゴミの放置である場合も多く、住民の意識向上対策も必要である。
	カ エゾシカ 管理（数の調整）を目的とし、鳥獣保護法第9条第2項に基づき積丹町が鳥獣の捕獲の許可申請をし、（社）北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターが防除に当たる。	生息域が広域であり、また、個体数の増加が見込まれることから、近隣町村一体となった防除が必要である。
	キ トド 東しゃこたん漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、（社）北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターが防除に当たる。	国際的に保護が必要な動物とされ、北海道連合海区漁業調整委員会指示による規制があり、採捕に制限がある。
	ク ゴマフアザラシ 駆除・捕獲等は行っていない。	被害件数が増加傾向にあるため駆除・捕獲等を行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	ア ヒグマ・エゾシカ 頻繁に出没する耕作地へ電気柵を設置し防除した。	電気柵を設置した場所については被害が低減したが、その周辺には依然として数多く出没している。 広域の出没に対応するための防護柵の設置は難しいのが実情である。
	イ その他対象鳥獣 食害等を防ぐために漁網又は電気柵を使った防除を行っている。	一定の効果はあるものの、容易に侵入されるケースも少なくなく、根本的な解決に至っていない。

(5) 今後の取組方針

(ア) ヒグマ

北海道の許可を受けて銃器及び箱ワナによる捕獲を行う。

過去の出没箇所、被害作物を再検証するとともに初動体制を整備し、効率的な捕獲を目指す。

(イ) キツネ

銃器により駆除を実施しているが、これまでの捕獲実績から箱ワナによる捕獲が最も有効な方法と思われるので、積極的に設置し目標達成を目指す。

(ウ) アライグマ

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき策定した「積丹町におけるアライグマ等防除実施計画書」により、防除従事者台帳登載者が防除に当たる。

これまで蓄積した捕獲データを分析し、現在保有する箱ワナを効率的に仕掛け捕獲を進めるものとする。

(エ) タヌキ

銃器により駆除を実施しているが、これまでの捕獲実績から箱ワナによる捕獲が最も有効な方法と思われるので、積極的に設置し目標達成を目指す。

(オ) カラス類

銃器による駆除を実施しているが、個体数のコントロールは極めて困難な状況である。

カラスを誘引する原因となるゴミ対策も併せて行い、可能な限りの駆除を進めるものとする。

(カ) エゾシカ

北海道の許可を受けて銃器による捕獲を基本とするが、必要に応じ防止柵・電気柵・捕獲用くくりワナの設置を検討する。

(キ) トド

水産庁のトド管理基本方針により定められた頭数で駆除を実施する。

(ク) ゴマフアザラシ

漁業被害に関する実態調査を進めていくとともに、北海道や環境省とも連携し、被害防止及び個体数調整捕獲に向けた取組みを行っていく。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(ア) ヒグマ

積丹町が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）第9条第2項に基づき鳥獣の捕獲を申請し、(社)北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターを積丹町鳥獣被害対策実施隊員に任命し、防除に当たる。

(イ) キツネ

積丹町が鳥獣保護法第9条第2項に基づき鳥獣の捕獲を申請し、(社)北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターを積丹町鳥獣被害対策実施隊員に任命し、防除に当たる。

(ウ) アライグマ

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき策定した「積丹町におけるアライグマ等防除実施計画書」により、防除従事者台帳登載者が防除に当たる。

令和13年3月31日までの防除期間が認められている。

(エ) タヌキ

積丹町が鳥獣保護法第9条第2項に基づき鳥獣の捕獲を申請し、(社)北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターを積丹町鳥獣被害対策実施隊員に任命し、防除に当たる。

(オ) カラス類

積丹町が鳥獣保護法第9条第2項に基づき鳥獣の捕獲を申請し、(社)北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターを積丹町鳥獣被害対策実施隊員に任命し、防除に当たる。

(カ) エゾシカ

積丹町が管理(数の調整)を目的として鳥獣保護法第9条第2項に基づき鳥獣の捕獲を申請し、その監督の下、(社)北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターが防除に当たる。

(キ) トド

東しゃこたん漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を取得し、北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターが駆除を実施する。

(ク) ゴマフアザラシ

現在、アザラシの捕獲体制が確立していないため、北海道・環境省と連携し、捕獲体制の構築について協議を進めるとともに、体制が整い次第、捕獲を実施することとしたい。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	ヒグマ	出勤日数分の報酬を支払うことで経済的な負担軽減を図り、担い手の育成・確保につなげる。
	アライグマ	防除従事者台帳の登載者へ箱ワナを貸与し、防除体制の充実を図る。
	キツネ タヌキ カラス類	出勤日数分の報酬を支払うことで経済的な負担軽減を図り、担い手の育成・確保につなげる。
	エゾシカ	(社)北海道猟友会余市支部古平分区と協議をし、捕獲体制の充実を図る。
	トド	漁業者ハンターの育成に努める。
	ゴマフアザラシ	漁業者ハンターの育成に努める。
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

ア 捕獲計画数等の設定の考え方

(ア) ヒグマ

北海道から許可される数量以内の捕獲とするが、農業及び人的被害の可能性のある個体を捕獲するものとし、数値目標は設定しない。

(イ) キツネ

被害状況に応じた個体数を設定する。

(ウ) アライグマ

特定外来生物法に基づく防除計画の認定を受け、講習会等の実施により防除従事者を育成し、町内から根絶することを目標とする。

(エ) タヌキ

被害状況に応じた個体数を設定する。

(オ) カラス類

広範囲にわたる被害が発生しているが、銃器により可能な限りでの捕獲を目指す。

(カ) エゾシカ

近年の捕獲実績及び被害状況並びにライトセンサス調査の結果を基に捕獲目標を設定する。

(キ) トド

水産庁のトド管理基本方針により、絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。

(ク) ゴマフアザラシ

捕獲体制が確立していないことから捕獲目標数は定めないが、体制が整い次第、北海道の有害鳥獣捕獲許可の範囲内で捕獲等を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヒグマ	人畜に被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	被害状況に応じた個体数		
アライグマ	60	60	60
タヌキ	被害状況に応じた個体数		
カラス類	被害状況に応じた個体数		
エゾシカ	40	40	40
トド	捕獲計画数は、北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。		
ゴマフアザラシ	捕獲体制が確立していないことから捕獲目標数は定めないが、体制が整い次第、北海道の有害鳥獣捕獲許可の範囲内で捕獲等を実施する。		

イ 捕獲等の取組内容

- (ア) ヒグマ 銃器及び箱ワナにより 4 月から 11 月までの期間で捕獲
- (イ) キツネ 銃器及び箱ワナにより町内全域で通年捕獲
- (ウ) アライグマ 箱ワナにより町内全域で通年捕獲
- (エ) タヌキ 銃器及び箱ワナにより畑作地帯を重点に通年捕獲
- (オ) カラス類 銃器により町内全域で通年捕獲
- (カ) エゾシカ 銃器・ワナにより町内全域で通年捕獲
- (キ) トド 銃器により 10 月から 6 月までの期間で捕獲
- (ク) ゴマフアザラシ 銃器により 10 月から 6 月までの期間で捕獲

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヒグマ	必要に応じ電気柵を設置するものとする。		
エゾシカ	必要に応じ電気柵を設置するものとする。		

(2) その他

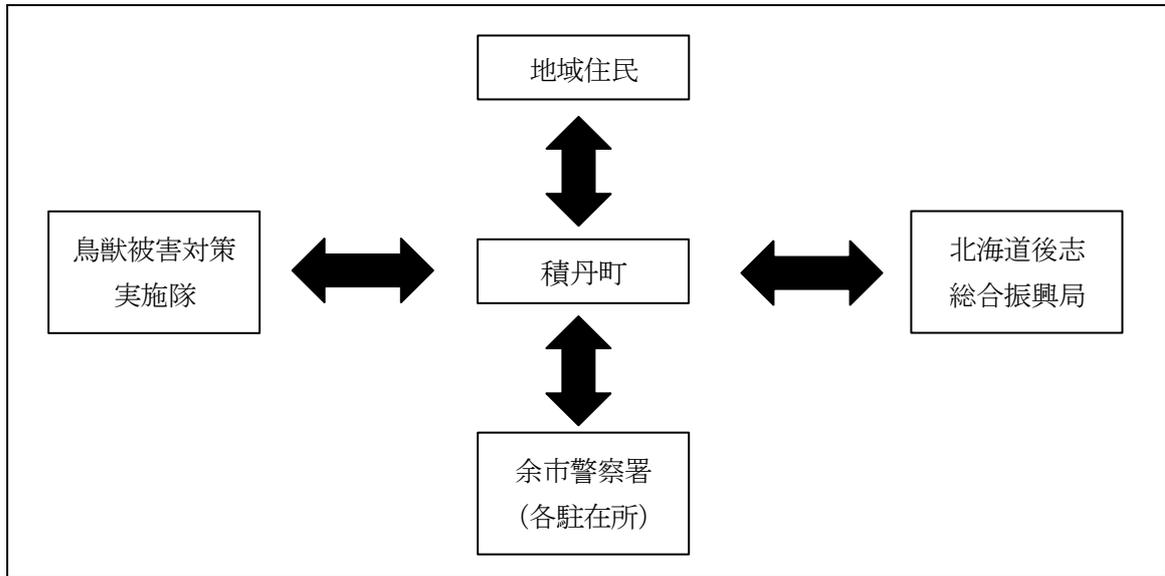
放任果樹の除去、誘引につながるゴミ等の除去

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
積丹町	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務
北海道後志総合振興局	町に対する助言
余市警察署（町内各駐在所）	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
北海道猟友会余市支部古平分区	捕獲等の対応が可能な狩猟者の手配等

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(ア) ヒグマ

一般廃棄物として処分する。ただし分析調査のため、必要部位を地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境本部エネルギー・環境・地質研究所自然環境部へ試料を提供するものとする。

(イ) キツネ

一般廃棄物として処分する。ただし、保健所からエキノコックスの検体物の要請があった場合は、捕獲個体を提供するものとする。

(ウ) アライグマ

積丹町におけるアライグマ等防除実施計画書に基づき実施した殺処分の後、一般廃棄物として処分する。

(エ) タヌキ

一般廃棄物として処分する。

(オ) カラス類

一般廃棄物として処分する。

(カ) エゾシカ

一般廃棄物として処分する。

(キ) トド

一般廃棄物として処分する。ただし、学術調査のために検体物を求められた場合は可能な限り提供するものとする。

(ク) ゴマフアザラシ

一般廃棄物として処理する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲個体については、肉、皮及び角など可能な限り有効な利用に努めることとし、特に食肉としての利用については野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）、エゾシカ衛生処理マニュアルを遵守し、食品衛生法における食肉処理業の許認可を受けた食肉処理施設で処理を行った食肉のみ有効利用し、また、食肉のみならずペットフードなどの利用方法についても検討する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

ア 被害防止対策協議会の名称

積丹町鳥獣害防止対策協議会

イ 構成機関の名称等

構成機関の名称		役 割
積丹町	農林水産課	協議会運営（事務局）、鳥獣捕獲等の許可申請、被害防止対策の実施、被害情報の収集
	住民福祉課	被害防止対策、被害情報の収集
	教育委員会	小中学校への情報提供
	農業委員会	農業被害等情報収集・情報提供
農業改良普及センター		営農指導
新おたる農業協同組合		農業被害報告、営農指導、被害防止対策
東しゃこたん漁業協同組合		補助事業受入れ、駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、漁業者ハンター統括育成
北海道猟友会余市支部古平分区		捕獲業務
余市警察署（各駐在所）		人身事故防止と安全確保
ようてい森林組合		情報提供
積丹山岳愛好会		情報提供
鳥獣保護管理員		巡回・情報提供
後志地区水産技術普及指導所		情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道後志総合振興局農務課	農業被害状況の報告、被害防止対策の指導
北海道後志総合振興局水産課	水産業被害状況の報告、来遊状況の取りまとめ
北海道後志総合振興局環境生活課	ヒグマ・エゾシカ・ゴマフアザラシ捕獲許可、被害防止対策の指導、農業被害状況の報告
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
石狩森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導、国有林への入林許可

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(社) 北海道猟友会余市支部古平分区の会員の中から町長が鳥獣被害対策実施隊員（特別職の非常勤職員）を任命する。

任命された鳥獣被害対策実施隊員及び町長が必要に応じて指名する町職員により編成される鳥獣被害対策実施隊により効果的な捕獲を目指す。

なお、任命された隊員については、出動日数に応じて報酬を支給する。

体制図については、別紙のとおり

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止計画に基づく捕獲により対象鳥獣の捕獲及び生息数の減少等を図っていくものであるが、ヒグマについては特に人畜への被害の危険性が高いため、次のとおりきめ細かい対策を実行するものとする。

ア 出沒危険箇所注意喚起の標示板設置	積丹町農林水産課
イ 出沒箇所周辺に出沒概要を記載した標示板設置	積丹町農林水産課
ウ 広報車による出沒情報の周知（緊急時）	積丹町農林水産課
エ 回覧板による出沒情報の伝達	積丹町及び町内会
オ 出沒情報の周知及び安全確保（緊急時）	余市警察署

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生息圏が広域にわたっている対象鳥獣もいることから、隣接する関係町村と情報の交換により、効果的な捕獲を図っていく。

別紙

鳥獣被害対策実施隊体制図

